

主な変更箇所一覧表

※加筆修正点に下線を引いてあります。

頁	第6次推進計画（案）	第5次推進計画	変更の理由等
1	<p>第1章 計画策定の趣旨等について</p> <p>第1 計画策定の趣旨</p> <p style="padding-left: 2em;">犯罪を未然に防止して……<u>地域・住民・事業者・学校・行政・警察等が連携し……</u></p> <p>第3 計画期間</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>令和4年度から令和8年度までの5年間</u></p>	<p>第1章 計画策定の趣旨等について</p> <p>第1 計画策定の趣旨</p> <p style="padding-left: 2em;">犯罪を未然に防止して……<u>地域・住民・事業者・行政・警察等が連携し……</u></p> <p>第3 計画期間</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>平成31年度から令和3年度（2019年度から2021年度）までの3年間</u></p>	<p>委員の意見を受けて、素案段階から「学校」を追加記載しました。</p> <p>・他の政令市を調査したところ、計画期間5年が半数を占めており、当市も計画期間を5年にし、見直しの必要があれば適時適切に対応することとします。（別添「政令市における推進計画年数」参照）</p>
2 ～ 14	<p>第2章 新潟市の犯罪の現状</p> <p>第7 特殊詐欺の状況</p> <p>1 特殊詐欺とは</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>特殊詐欺とは、被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振り込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪（現金等を脅し取る恐喝及び隙を見てキャッシュカード等を窃取する窃盗を含む。）の総称をいいます。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>これまでオレオレ詐欺など8類型に分類されてい</u></p>	<p>第2章 新潟市の犯罪の現状</p> <p>第7 特殊詐欺の状況</p> <p>1 特殊詐欺の状況</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>特殊詐欺とは、被害者に電話をかけるなどしてだまし、指定した預貯金口座への振り込み、レターパックや宅配便などでの送金、自宅まで現金を受け取りに来る等の方法により現金等をだまし取る手口の詐欺をいい、「オレオレ詐欺」「架空請求詐欺」「融資保証金詐欺」「還付金等詐欺」の『振り込め詐欺』と「金融商品取引名目の詐欺」「ギャンブル必勝情報提供名目</u></p>	<p>・令和2年までの犯罪統計データに更新したことに伴い各項目の解説を修正しました。</p> <p>・手口が追加されたことに伴い、特殊詐欺の定義を修正しました。</p> <p>委員の意見を受けて、素案段階の定義を修正しました。</p> <p>以下項目をずらしています</p>

<p>2 ～ 1 4</p>	<p>ましたが、令和2年1月1日から特殊詐欺の手口は、 「オレオレ詐欺」「預貯金詐欺」「架空料金請求詐欺」 「還付金等詐欺」「融資保証金詐欺」「金融商品詐欺」 「ギャンブル詐欺」「交際あっせん詐欺」「その他の特 殊詐欺」「キャッシュカード詐欺盗」の10類型に分 類されています。</p> <p>第8 薬物犯罪の状況</p> <p>1 薬物犯罪とは</p> <p>2 薬物犯罪の検挙状況</p> <p>第9 ネット上における犯罪</p> <p>1 サイバー犯罪とは サイバー犯罪とは、コンピュータ技術及び電気通 信技術を悪用した犯罪の総称で…（以下省略）</p> <p>2 サイバー犯罪の検挙状況</p>	<p>の詐欺」「異性との交際あっせん名目の詐欺」等の『振 り込め詐欺以外の特殊詐欺』を合わせたものをいま す。</p> <p>第8 危険ドラッグの状況</p> <p>1 危険ドラッグとは</p> <p>2 危険ドラッグの認知状況</p> <p>第9 ネット上における犯罪</p> <p>1 サイバー犯罪の検挙状況</p>	<p>・危険ドラッグによる検挙が0にな った反面、近年は高校生など若者 が大麻で検挙されるなど薬物が蔓 延していることから、薬物犯罪と し、定義等を修正しました。</p> <p>・市民の皆様が理解しやすいよう サイバー犯罪の定義を追加しまし た。以下項目をずらしました。</p>
<p>1 7 ～ 3 3</p>	<p>第3章 各区における犯罪の現状</p> <p>第1 新潟市の人口・高齢化率</p> <p>1 新潟市の人口</p> <p>2 新潟市の高齢化率</p>	<p>第3章 各区における犯罪の現状</p>	<p>・令和2年までの犯罪統計データ に更新したことに伴い各項目の解 説を修正しました。</p> <p>・各区の重点取り組み事項などに 高齢化率の記載があるため、市の人 口・高齢化率を追加記載します。 以下項目をずらしています。</p>

34 ～ 36	第4章 重点取り組み事項 第2 各区の重点取り組み事項	第4章 重点取り組み事項 第2 各区の重点取り組み事項	・最新の各区の特徴を踏まえた取り組みに変更しました。
37 ～ 44	<p>第5章 計画の内容</p> <p>第1 防犯意識の高いひとづくり</p> <p>3 子どもへの教育</p> <p>(3) 地域における教育</p> <p><u>子どもの非行防止を図るため、ホームページや講習会等を通じて市民の青少年健全育成への意識を高めるとともに、街頭育成活動を行います。</u></p> <p>第2 防犯力の高い地域社会づくり</p> <p>3 防犯上の配慮を要する者の安全確保</p> <p>(3) 高齢者の安全対策</p> <p><u>ウ 高齢者虐待の未然防止のため、市民への意識啓発や関係機関との連携を推進するとともに、虐待の早期発見、早期対応、再発防止に努めます。</u></p> <p><u>エ 高齢者の犯罪被害や虐待の背景には、認知症への理解不足もあると考えられることから、認知症への正しい理解の普及と、相談窓口の周知に努めます。</u></p>	<p>第5章 計画の内容</p> <p>第1 防犯意識の高いひとづくり</p> <p>3 子どもへの教育</p> <p>(3) 地域における教育</p> <p><u>子どもの非行及び犯罪被害を防止し、健全育成を図るため、街頭育成活動を行います。</u></p> <p>第2 防犯力の高い地域社会づくり</p> <p>3 防犯上の配慮を要する者の安全確保</p> <p>(3) 高齢者の安全対策</p> <p><u>ウ 高齢者虐待を防止するため、関係機関と連携を強化するとともに、虐待の早期発見・対応、再発防止に努めます。</u></p>	<p>・令和2年までの犯罪統計データに更新したことに伴い各項目の解説を修正しました。</p> <p>・庁内の関係各課の意見を踏まえ、市の取り組みとしてより適切な文言に変更し、具体的な内容を記載しました。</p> <p>・委員の意見を受けて、素案段階から具体的な対応を追加記載しました。</p> <p>・庁内の関係各課の意見を踏まえ、市の取り組みとしてより適切な文言に変更しました。</p> <p>・委員の意見を受けて、素案段階から認知症への理解の普及などを「エ」として追加記載しました。</p>

<p>4 犯罪被害者等に対する支援</p> <p>(1) 相談・支援体制の強化</p> <p>ア 犯罪被害者等の支援を総合的に行う窓口を設置し、庁内関係所属・関係機関等との連絡調整を図り、犯罪被害者等からの相談対応、支援に関する情報提供を実施します。</p> <p>イ 犯罪被害者等支援にかかる庁内連絡会議を設置し、犯罪被害者等支援施策に関する情報を共有し、犯罪被害者等のニーズに応じた総合的な支援を効果的に推進します。</p> <p>(2) 犯罪被害者等のニーズに応じた支援</p> <p>犯罪被害者等に対し、犯罪被害によって生じる経済的な負担を軽減できるよう見舞金を支給するほか、犯罪被害者等のニーズに応じて、保健医療・福祉サービスや居住の安定にかかる支援を実施します。</p> <p>(3) 広報及び啓発</p> <p>犯罪被害者等の置かれた立場を理解してもらうため、犯罪被害者等基本法で定め「犯罪被害者週間」や新潟県犯罪被害者等支援条例で定める「被害者支援を考える月間」等を活用して啓発活動を行います。</p> <p>(4) 関係機関・団体との連携及び協力</p> <p>ア 犯罪被害者等の支援にあつては、新潟県・警察・民間犯罪被害者支援団体等の関係機関との連携を図ります。</p> <p>イ 民間の犯罪被害者支援団体の活動を支援します。</p>	<p>4 犯罪被害者等に対する支援</p> <p>(1) 犯罪被害者等のおかれた立場を理解してもらうため、犯罪被害は等基本法で定める「犯罪被害者週間」等を活用して啓発活動を行います。</p> <p>(2) ドメスティック・バイオレンス（DV）やストーカー事案の被害者に対する支援を行います。</p> <p>(3) 民間の犯罪被害者支援団体の活動を支援します。</p> <p>(4) 犯罪被害者等の支援にあつては、新潟県・警察・民間犯罪被害者支援団体等の関係機関との連携を図ります。</p>	<p>・新潟県犯罪被害者等支援条例が施行され、市でも見舞金制度が創設されるなどしており、記載内容を充実させました。</p>
---	--	---

<p>4 5 ～ 4 6</p>	<p>第6章 目標 第1 重点目標</p> <p>1 新潟市主催(共催含む)による街頭防犯活動の推進 ・各区における街頭防犯活動目標回数 市全体毎年度 <u>128</u>回 (各区 <u>16</u>回)</p> <p>2 防犯講習会開催数 防犯講習会目標回数 一般対象 <u>30</u>回 子ども対象 <u>20</u>回 子どもの体験型安全教室 <u>106</u>回 市全体 <u>156</u>回</p> <p>(参考欄) 防犯講習会<u>開催数</u></p> <p>第2 その他の目標</p> <p>1 にいがた防犯ボランティアネットワーク登録数 各区における目標登録数 北区 <u>21</u>団体 秋葉区 <u>15</u>団体 東区 <u>51</u>団体 南区 <u>11</u>団体 中央区 <u>58</u>団体 西区 <u>46</u>団体 江南区 <u>29</u>団体 西蒲区 <u>14</u>団体 市全体 <u>245</u>団体</p>	<p>第6章 目標 第1 重点目標</p> <p>1 新潟市主催(共催含む)による街頭防犯活動の推進 ・各区における街頭防犯活動目標回数 市全体毎年度 <u>104</u>回 (各区 <u>13</u>回)</p> <p>2 防犯講習会開催数 防犯講習会目標回数 一般対象 <u>35</u>回 子ども対象 <u>15</u>回 子どもの体験型安全教室 <u>106</u>回 市全体 <u>156</u>回</p> <p>(参考欄) 防犯講習会<u>申込数</u></p> <p>第2 その他の目標</p> <p>1 にいがた防犯ボランティアネットワーク登録数 各区における目標登録数 北区 <u>17</u>団体 秋葉区 <u>14</u>団体 東区 <u>37</u>団体 南区 <u>10</u>団体 中央区 <u>55</u>団体 西区 <u>37</u>団体 江南区 <u>22</u>団体 西蒲区 <u>13</u>団体 市全体 <u>205</u>団体</p>	<p>・第5次の目標はコロナの影響を受けた令和2年度を除き達成しており、令和元年度は123回実施しています。市全体で128回に目標設定し各区3回ずつ目標回数を増やしました。</p> <p>・過去3年間の実績は目標を達成していないため、総数は現状維持したまま、個別の回数を調整。</p> <p>・文言の変更。</p> <p>・現在の登録団体数を基に各区の目標登録数を見直しました。</p>
--------------------------	--	--	---

<p>2 青色回転灯装備車委嘱団体数 各区における<u>目標団体数</u></p> <p>北区 <u>12</u> 団体 東区 <u>2</u> 団体 中央区 2 団体 江南区 1 団体 秋葉区 <u>3</u> 団体 南区 <u>1</u> 団体 西区 <u>2</u> 団体 西蒲区 1 団体 区合計 24 団体</p>	<p>2 青色回転灯装備車委嘱団体数 各区における<u>青色回転灯装備車委嘱団体数</u></p> <p>北区 <u>10</u> 団体 東区 <u>1</u> 団体 中央区 2 団体 江南区 1 団体 秋葉区 <u>4</u> 団体 南区 <u>2</u> 団体 西区 <u>3</u> 団体 西蒲区 1 団体 区合計 24 団体</p>	<p>・目標団体数を達成できていないことから、市全体の目標団体数を据え置きとした。現在の登録団体数より 1 団体程度増やすことを各区の目標とし、各区の目標団体数を変更しました。</p>
--	--	--